

## 第9回「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」議事録

2014年2月19日

日時：2014年2月18日（火） 13:00～14:30

場所：衆議院議員第一会館 地下1階 第2会議室

出席者：

\*敬称略 植村氏以下五十音順。

中川正春（座長 衆議院議員）

肥田美代子（事務局長 文字・活字文化推進機構理事長）

石橋通宏（参議院議員）・植村八潮（専修大学文学部教授 日本出版学会副会長）・相賀昌宏（日本書籍出版協会理事長 小学館代表取締役社長）・大滝則忠（国立国会図書館長）・角川歴彦（内閣官房知的財産戦略本部員／KADOKAWA 取締役会長）・草野司朗（日本印刷産業連合会専務理事）・小寺信良（インターネットユーザー協会[MIAU] 代表理事）・榎原美紀（電子情報技術産業協会[JEITA]著作権専門委員会委員長 弁護士）・佐藤隆信（日本書籍出版協会デジタル化対応特別委員会委員長 新潮社代表取締役社長）・高須次郎（日本出版者協議会会長）・野間省伸（日本電子書籍出版社協会代表理事 講談社代表取締役社長）・平尾隆弘（文藝春秋代表取締役社長）・堀内丸恵（集英社代表取締役社長）

ゲスト：中山信弘（明治大学特任教授 東京大学名誉教授 弁護士）

陪席：佐合達矢・生野聰（経済産業省）・鏡味佳奈（文化庁）

柳与志夫（国立国会図書館）・境真良（国際大学客員研究員）・桶田大介弁護士

配布資料①電子書籍に対応した出版者への権利付与のあり方に関する基本方針（案）

②出版社の権利のあり方に対する提言

ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン

③用語の説明～登録制度と集中管理制度

④印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会 委員名簿

議事進行（司会：肥田美代子事務局長）

（1）挨拶：中川正春座長

久しぶりに開催する第9回の勉強会である。衆議院本会議と同じ時間の開催となったので、河村氏、富田氏、馳氏は会議を抜けられるようであれば出席したい、とのことであった。

先般の会議で、「電子書籍に対応した出版者への権利付与」というテーマのなかで、中山先生の提言をベースに、勉強会として基本方針をまとめた。基本的には既存の出版権を拡張して電子書籍に適応していく制度設計である。このコンセンサスを電子書籍議連が引き取り、議連としての基本方針に従ったかたちで議員立法の叩き台を作り続けて、だいたい完成に近づいてきた。一方、文化庁では小委員会でしっかりと話を固めていただいた。文化庁はステークホルダーのみなさんのお考えを聞いたのだから、議員立法より閣法でやりたいという。3月中には案を出してくることができるのではないか。

文化庁案と議員立法の間には若干齟齬があり、どこまでツメられるか作業中だ。文化庁が出てきた案が違っていたら議員修正するというカードも使いながら進めている。文化庁からの正式な報告はまだ出されていないが、文化庁の課題になっているのは内閣法制局である。法制局は法文として整合性がとれるか問題があるとしており、文化庁はそれをクリアしたいという。もしクリアできなかったら、我々としては、1つの方法として国会で修正をすることも含め、河村議員（議連会長）を中心に議員のなかでコンセンサスを作りながら対応していきたいと考えている。

いよいよ、この勉強会では、出版権に関する問題を整理した上でもうひとつの目標に向かう。アーカイブと権利情報に関するビジョンを作っていくことだ。今日から議論に入っていきたい。

さらに、クールジャパンといわれるよう、日本には豊富なコンテンツがある。しかし言葉の障壁があって、世界市場への展開は現状あまりにもさみしい。紙ならばリスクがあるが、電子書籍を前提にして考えるならば、翻訳さえしっかりとできれば、いろんな可能性がそこから出てくるのではないか。出版のみなさんも、クリエーターのみなさんも、世界に向けてコンテンツを発信する可能性が広がる。そういう戦略と発想の中で考えたときに何が必要なのかということを、ひとつのテーマとして据えて考えていくうではないか、という提言をさせていただく。英、仏、独のみならず、ベトナム、フィリピン、そしてアフリカの国々まで、日本で勉強をしてPhDを取得した人が世界中に散っている。こうした人たちのネットワークもある。日本のコンテンツを日本語で持っていくのには限界もあるが、翻訳して世界へもっていくような挑戦ができないか。

アーカイブと世界戦略の二つの課題を勉強会の次のステップのテーマとして取り上げていただき、仕組みづくりをしていくために、また再出発したい。

今日はテーマが改まって最初であり、中山信弘先生に先生なりのビジョンと構想をお話していただきたい。中山先生ともお話ししたが、法的な仕組みを整理した上で、それをどう活用してビジネスモデルを作っていくかが大切だ。議論をして整理するだけでなく、そこから作り出すものがあるところまで議論を持って行きたい。最終的に、具体的なものを作り出せるように持ってゆきたい。1年ぐらい議論していく流れができたらと、そのようなタイムスケジュールを考えている。よろしくお願ひいたします。

## （2）新メンバー紹介

肥田事務局長より、新メンバーとして草野司朗氏と弘兼憲史氏（欠席）の紹介がなされた。次いで草野氏より御挨拶があった。

### (3) 議題

#### 1) 前回勉強会以降の、出版権の設定に関わる著作権法改正の動きについて（資料①）

報告：石橋通宏電子書籍・出版文化振興議員連盟事務局長

最新の議連の準備状況を説明する。中川座長からも御説明があったので補足的に説明する。昨年、議連を立ち上げて以来、継続的に議連の幹部会、役員会、総会を開いて、丁寧な議論を進めた。その間、関係諸団体とも意見交換して意見を取り入れ、徐々に内付けして、この12月の方針（配布資料）に至っている。あわせて、文化庁の小委員会の議論を踏まえて、議連として意見を述べ、それも含めて方針を固めた。

議連の方針は基本的に「総合出版権でいくべき」というもので、その中で「特約を可能とする」（資料1-②）。また「特定出版物に限定した出版権の設定」（資料1-②）は議連案の特色でもある。消滅請求については若干文化庁と違っており「総合出版権設定にあわせた形の消滅請求」（資料1-③）としている。「再許諾は原則不可」（資料2）。また資料4項の「登録制度」については出版権改正と合わせて出来れば良いのだが、具体的な設計には若干時間がかかるであろうことを踏まえ、法律の附則などの中に「整備すべきである」と明記する方向とした。資料5項にある「出版ADRの創設」「モデル契約の整備」もまた議連の方針である。

こういう基本方針に基づいて、立法案については衆議院法制局とずっと検討してきて、ほぼ出来上がっている。今は公表できないが、今週、議連の幹部会を開いて今後の方針を議論する。文化庁も法案の取りまとめ中であり、我々はその具体案を待っている。いま現在、文化庁案と議連案の最大の違いは次の2点である。

ひとつは「消滅請求」について。文化庁は紙と電子の消滅請求は別々としている。議連は最終的に著作者判断に委ねよう、と考える。議連としては、総合出版権で紙と電子の契約を結んだのならば、出版権が両方あるのだから義務として出版を果たしていただく、それができなかった場合には、「出版権」に対して消滅請求ができる、としてはどうか、と。ただ、総合出版権契約をしても、紙の出版で頑張っている出版者に対し、著作者の判断で紙のみあるいは電子のみの消滅請求もできる、ということだ。

二点目は「みなし侵害」について。紙のみ電子のみという契約を可能にする限りは、海賊版対策のためにみなしは必要であると考えている。法律上難しいところもあるが、衆議院法制局に頑張ってもらった結果、法律上の困難はクリアできているように思う。ただ、文化庁に「みなし」と同様の効果がありつつもそれ以上に実効性があるいい案があるならば、我々としても学ぶことができると言えている。今後、幹部会、役員会を経て、文化庁の提案を見た上で、関係者団体との個別の意見交換会を設けたい。

＞中山先生から「みなしに対するダメ出しをしているのは内閣法制局で、衆議院法制局は可としている。内閣法制局は最近政策的なところまでかなり踏み込んでいて、多くの法律家がやりすぎであると考えている」との発言があった。

#### 2) ナショナル・アーカイブの課題と方向性について（資料②）

報告：中山信弘東京大学名誉教授

出版権の問題はただいま文化庁で議論しているが、私は文化審議会の委員を辞したので、文化庁については詳しい情報は持っていない。従って今日は、出版権の問題が解決したあ

とに出てくる、著作権の登録問題とアーカイブ問題について話したい。

まず登録について。私を中心とした研究会の提言の中には「対抗要件としての登録制度の拡充」を入れたが、今回の文化庁の報告書ではほとんど触れられていない。これは出版権問題にプラスして登録問題まで議論する余裕はないということだと思われる。

まず対抗要件としての登録についてお話ししたい。現在も、出版権については対抗要件の登録制度はある。しかし、非常に使い勝手の悪い制度である。登録をもっと利用しやすくすれば、出版権のサプライセンスを可能にすることによって登録がもっと増え、それによりライセンスの所在の公示機能を高め、利用する第三者の取引コストも減るだろうと思っていたが、いかに利用しやすくしても、出版権の登録が激増して権利所在の情報としての優位なデータベースができるかというと疑問もある。そうであるならば、登録制度はそれなりに整備し、権利情報は別のデータベースで整備していくほうが、センシビリティが高いかもしれないと考えられる。現行の登録制度はまず、登録免許税が高すぎる。出版権の登録に1件3万円、これを下げないと仕方ないと思うが、登録免許税の問題には財務省と折衝する政治力が無ければなかなか実現しないだろう。特許庁と違って文化庁の登録は手作業でやっているが、オンライン登録を可能にしなければ、登録は進まないと思う。しかしそれにも初期投資に加え維持のための人手もかかる。文化庁の予算は1000億円しかなく、こんなに金も人も乏しい現状ではなかなか難しい。金、人、登録免許税、全てにわたって政治的判断で抜本的改革が必要。役人の数が増やしにくいから外部委託という手段も考えられよう。現行でもプログラムの登録は一般財団「ソフティック」に委託されているが、実情は「ソフティック」にとっても登録業務はお荷物になっており、今後委託するといつても手を上げる団体があるか疑問だ。プログラムについては創作年月日の登録手数料が47,100円、登録免許税が3,000円で1回登録すると5万円かかることもあり利用は低迷している。もう1つの案として、登録は国会図書館に移管するということも考えられる。アメリカでは議会図書館がやっているが、国家の統治システムがアメリカと日本は違うので、日本で簡単にいくか難しい。

また登録の方法も非常に面倒なことになっている。現在では明細書を書かなくてはいけないが、文化庁の挙げている例は参考にもならない。しかし、少なくとも国会図書館が所蔵している資料の情報に関しては、国会図書館とオンラインで紐付ける、それだけでも登録は進む。

次にナショナルアーカイブに関しては、必要だという点に関しては、異論はないだろうと思う。デジタルアーカイブについては、デジタル文化資産推進議員連盟というもう1つの議連があつてそちらで進めているが、基本的には出版物を除いており、出版物はこちらの基盤整備勉強会で扱うという仕分けがあつてのことかと思われる。最終的には出版物を含めたアーカイブの大同団結が必要かもしれないが、いまはここでは出版物アーカイブについて考えたい。

アーカイブというと原作品の保存も大切だが、出版物に関しては複製物のアーカイブということがある。アメリカではグーグルが世界中のすべての情報をデジタル化しようという目標のもと、書籍についてはグーグルブックスに集めようとしたが、独禁法上問題があつて、アメリカのクラスアクションはほぼ和解が難しいのではないかと思われる。しかし、最近のニューヨーク州の裁判所の判決では、図書館の本をコピーして、ごく一部だけキー

ワードの前後の若干を見せるのはフェアユースに当たるとしており、グーグルはまだその野望を捨てていないわけである。EUは「ヨーロピアナ」でアーカイブを進めており、中国、韓国でも同様だ。21世紀は情報の時代。デジタルアーカイブという情報の首根っこを、海外の私企業に押さえられていては、おそらく国は情報戦争に敗退するであろう。情報に関しては百年の計で臨む必要がある。グーグルは超大企業であるが、私企業である以上、倒産したり中国の企業に買収される可能性もある。ヨーロッパはパブリックセクターで対抗しており、日本でもパブリックセクターで進める以外にはないが、しかしすべてを税金で賄うのは難しい面がある。全部税金で賄う必要はないが、基本的にはパブリックセクターだ。

アーカイブは「資料収集」「デジタル化」から「配信（できれば各家庭までが望ましい）」にいたる。そのフレキシビリティーを考えると日本では国会図書館が中心にならざるを得ないと考える。出版物以外では原物の収集の困難があるが、国会図書館は納本制度によって日本国内の本の収集はほとんど完璧だ。

次にそれをデジタル化する作業だが、著作権法31条2項により国会図書館はデジタル化をすることができる。国会図書館だけの特権だ。しかし、国会図書館以外の公共図書館においてデジタル化を行うときは、複製についての権利処理をしなければならない。その際の一番の問題は孤児著作物である。現在の著作権法では、孤児著作物をデジタル化できるのは国会図書館と入試問題出版業者だけだ。まず、公的アーカイブに限っての立法で、孤児作品を容易にデジタル化できるようにする必要がある。しかし、孤児作品のデジタル化について、内閣法制局の強い抵抗があり、「財産権の問題」とまで言っている。しかし「情報財」と「土地などの物財」は性格がまったく別のものだと私は考えている。なぜなら情報は「使われた人でも使える」からだ。試験の時、他人の答案をカンニングしたとする。これは情報を盗んだことになる。しかしカンニングされた人も基本的には損はしない。有体物を盗まれるのとは被害が違う。それが情報財の特徴なのだ。孤児作品の著作者は作品が埋もれて誰にも読まれないよりも、アーカイブに入って読まれることを望むのではないだろうか。そのへんのことを十分勘案して、少なくとも孤児問題については早急な立法が必要である。さらに進めて、孤児問題以外についても、公的図書館ならばオプトアウト方式も考えてみてもと思う。グーグルに対抗するためにはそれしかないと思う。

出版者や権利者が非常に大きな影響を受けるのは、アーカイブそのものではなく、アーカイブされたものを配信するという段階で発生する。そこについては顧慮していかねばならない。具体的には課金をどう配分するか、また課金の決定権を誰が持つか等々を十分勘案しなければ配信は難しい。けれどもとりあえずアーカイブまではしておく、という必要がある。しかし、アーカイブと一言で言っても大変なお金がかかる。国会図書館のデジタル化予算はいま、年間2500万円しかない。デジタル化の資金は政治の問題であろう。

デジタル化の次は末端への配信である。図書館内部での閲覧についてそれほど問題はないかもしれないが、このユビキタス時代にそれでは情けない。いかなる山間部、そして各家庭への配信が望まれるが、おそらく先ほど述べたような非常に大きな問題（課金）がある。先年の31条の3項の法改正により、国会図書館の絶版資料が公共図書館まで配信できるようになったことは、学会では高い評価を受けた。しかし出版者への対価が保証されるスキームは必要だ。通常、美術館、博物館は有料だ。しかし図書館は無料であり、これを

打ち破るのは難しい。国会図書館長だった長尾氏は、国会図書館の外部にアーカイブ利用のための団体を作り、国会図書館の情報をそこに流し、配信して、あがった利益を出版者のほうに還元するスキームを考案した。私は優れたスキームだと思うが、出版者に対してどのような方法で利益を還元してゆくのかを十分考えなければいけない。もし課金を出版者が考えるということになれば、グーグルブックスとの大きな差別化になると思う。グーグルブックスが個人にまで公衆配信している情報量は相当なもので、今後のスキームづくりではグーグルを無視することはできない。いいとか悪いとかではなく、闘うという認識が必要なのだ。グーグルの目的はいま頓挫しているが、この時間を我々は無駄にすべきではない。グーグルブックスでは著作権の切れた作品は全文を公開している。著作権がある作品については一部をプレビューしているが全部は読めない。しかし書籍販売サイトへのリンクにより作品の広告販売促進として機能している。グーグルは世界中の本をコピーしてお金を取ろうとして頓挫したが、わが国としてもグーグルを見ながら何らかの対策を立てる必要がある。グーグルを悪く言う必要はないが、アメリカの企業なので、英文作品が検索で上位に出る。たとえば日本の夏目漱石の研究であっても、おそらく英文の研究が上位に出てくることが容易に想像できる。情報の洪水の中で検索結果はきわめて重要だ。検索において下位のものは存在しないのと同じだ。グーグルの動きを見ていると、今こそオールジャパンでアーカイブを進めるべきだと思う。その実現のためには莫大なお金、著作権法の改正、そして出版者・権利者の大同団結が必要なのだ。

### 3) 今後の具体的検討課題とスケジュールについて（資料③）

報告：柳与志夫（勉強会ワーキンググループ幹事）

ナショナルアーカイブはいきなり入るのは大きすぎるテーマ。出版権が改正になった場合の登録制度が喫緊の課題で、さらにもうひとつ、その登録制度を有効に維持してゆくための権利情報の集中管理の仕方、この2つを具体的な検討課題として進めたい。集中管理とそれに基づく権利処理は一体化して議論されることが多いが、概念として別のことである。まずは集中管理について議論していただきたい。そのための情報収集や関係者の意見の聴取を目的として、出版者、著作者、著作権処理団体、文化庁も含めた各関係団体から、2回ぐらいヒアリングを行う。ヒアリングは正規の勉強会とは別に開き、出席できる方に出ていただき、1回につき複数の関係団体からお話しを伺う。それを整理した形でページを用意し、次の勉強会で検討していただきたいと考えている。

### （4）意見交換

肥田氏：座長から提案された国際戦略について、政官民で構成する懇談会を作つて議論を進めていきたいと思う。では質疑応答に入ります。

小寺氏：石橋先生に質問です。みなしが侵害について、資料①の1-④に「紙のみに限定した出版権を設定した際にも」、同資料1-②に「紙のみに限定した出版権設定」とあるが、出版契約書にみなしが侵害についての条項をいれるのか。

石橋氏：法律事項としてみなしが侵害を入れてゆく。紙のみで契約を結んだ場合、紙のデジタルコピーを電子化されても対抗できないが、それに対して法律事項として、出版者側がみなしが侵害を適用させて対抗することができることを、法律要件として設

定する。逆に、実例は少ないが可能生として、電子のみで契約を結び紙の海賊版を出された場合も、みなし侵害で対抗できる。

小寺氏：義務不履行の場合、総合出版権全体に消滅請求できるとある。しかし、著作者が求めているのは、紙を出して電子を出してくれない出版者に対して「早く電子を出してほしい」という圧力をかけたいということだ。紙に対する消滅請求が電子を早く出してほしいという意思表明になりうるのだろうか？

石橋氏：当事者のいろんな意見があると思う。議連の方針の中では12月の段階で、総合出版権に対して消滅請求できると確認したが、その後、関係者のみなさんとの協議を経て、著作者側の判断で個別の諸滅請求を可能にする、とした。議連としては、当事者が信頼関係を育てる中で、原則、総合出版権を得た出版者には権利も与えられるが義務も頑張って果たしてもらいたい。消滅請求がプレッシャーになるかどうかは当事者の判断の問題だが、総合出版権を結んだということを当事者間で重く受け止めてもらいたい。

榎原氏：「みなし」について(1)紙のみの権利を持っている人が電子に権利行使ができるということになると、電子のみの権利を持っている場合はどうなのか、その二つの関係が知りたい。たとえば損害賠償請求は両方ともできるのか、差止め請求だけを考えているのか、など。(2)文化庁のほうで、内閣法制局からみなし侵害ができないという説明があったが、それはどういう理由に基づくのか、御存知ならば教えてほしい。

石橋氏：(2)については不明。(1)についてだが、何が侵害されたかの特定は可能であろう。電子の海賊版が出た場合、元になった紙出版物はほぼ識別可能であり、識別ができるなら紙出版者の権利行使が可能になる。そういう法律上の条文構成を考えている。侵害された元が全くわからない場合に関しては議論中だが、権利者が推定の範囲内で対抗できるような形もありうるのではないかと考えているが、この辺はもう少しこれからツメていく。

中川氏：(2)についてだが、議連は、出版という独立した行為があって、それが紙であろうと電子であろうと、出版ということをよりどころにして「みなし」でいいのではないかと考えている。内閣法制局としては紙と電子は全く別のものなので、それを「みなし」というのは「みなし」の範囲を逸脱している、というような説明があった。

中山氏：なぜ「みなし」がいけないのか、本当のところはわかりません。しかし「みなし」というのは、「本来そうではない」「理屈としてはそうならない」ものをそうするときに使う。「男を女と推定する」という規定はできないが、「女を男とみなす」という規定はできる。たとえば男女雇用機会均等法に関する規定で、第何条に関しては「女を男とみなす」という規定はできる。憲法に反しなければ何をやってもいいというのが多くの法律家の考え、あとはみなしが妥当どうか、他の条文との整合性が取れるか、そういう問題だろう。みなしがいけない、ということは私はありえないと思う。法学者の多くはみなし侵害を設けていいと思っている。妥当性は別の話だが。少数の人がみなしあハードルが高いと言ったが、小委員会の報告書にはなぜか多数派の意見が書かれていない、ということです。

中川氏：グーグル、アップル、アマゾン。阻止することはできない。しかし、もしそれだけでこの業界が全部まとまつたら、何がわれわれにとって価値あるものか、文化的であるかについて、グーグルらの価値観でコントロールされてしまうということに対して、私たちはもう少し危機感を持たなくてはならないのではないか、ということが出発点になっている。入ってくるものを阻止するという対抗ではなくて、それと競争するプラットフォームを我々で作っていく。我々とは、著作者、出版者、文化を培ってきたみんなだ。その人たちが中心になって、我々の価値観の基準というのを、対抗軸として作り上げてゆく。だからこのアーカイブが必要だし、それをコントロールするものも作っていかなくてはならない、というような考え方でいいのだろうか。

中山氏：まさにおっしゃるとおりです。ヨーロッパも危機感からアーカイブに乗り出した。日本語のアーカイブについては我々が主導権を取りたい。EUは言語が多いが、幸いにも日本語は一言語。国内の情報のアーカイブを作ることこそが出版文化の発展に繋がるのだ。

植村氏：国際戦略は非常に大切だ。そもそも日本は海外から侵されている状況にある。1つは海賊版、もう1つはグーグル。オープンなのはいいが、電子書籍を買おうとしたらそれはすべて海外企業から手に入れるしかなかった、というのは恐ろしいことではないか。グーグルブックスの公聴会にペンクラブから出席した山田健太さんは、ナショナルアーカイブを国が保障する必要があると述べた。日本の本は民間がビジネスとしている間は成立しているが、そうでないときに国が担保する必要がある。民間企業がなくなったときに、本を手に入れられるのが海外企業からだけだったら困る。民間になくとも実は国会図書館でアクセスできる、というのはいいと思う。中山先生がおっしゃったように、すべて税金は難しいだろうが、読者が本を買ったお金で支えられているという構造を崩してはいけないと思う。出版者は産業として生かしつつナショナルアーカイブとのバランスをとってほしい。孤児作品についても、利用できるようにするだけでビジネスになる。民間出版者が参入し、読者の求めに応じて有料利用にするなら出版チャンスにもなる。

高須氏：デジタルアーカイブに水をかけるようだが、ナショナルアーカイブは必要とはいえる、すぐデジタルなのか？国会図書館に納本しているが1冊だけだ。「保存」と「利用」のためには、最低2冊は納本させるべきではないか？また紙の本を所蔵しているのは東京の国会図書館だけだが、震災の教訓もある。関西にもすべての本を紙の本として集める場所が必要では。7月の東京新聞に「公共図書館のデジタル資料がシステム環境の変化で使われていない」という記事があったが、そうした基本的な環境はどうなっているのか？

大滝氏：ふたつお話しすることができます。まず「保存」と「利用」に鑑みて、国会図書館が日本の紙媒体の文化をどう伝えるかについて。今まででは永田町の東京本館に1部を納本してもらっていた。財務省に2部納本制を持ちかけたが、すべてが2部必要なのかという反論があり、基本的には断念した。しかし2部目を持つという方針で取り組みはしてきた。12年前に関西館を設け、そこは東京本館と一体となって社会的使命を果たすべく、関西館に日本語の本の2部目を持つ、という体

制で12年やってきている。

次に、一口にアーカイブといつても5つに分かれる。(1)コンテンツの生成(出版物からのデジタル化を含む)、(2)収集(登録やデータの付与等も含む)、(3)保存、(4)権利関係の情報の収集と管理、(5)配信と流通。この5点がナショナルアーカイブという概念に含まれていると感じた。

5点について、国会図書館は納本制度のもとで担ってきたものがあり、今後、電子媒体についても、国会図書館の蔵書として引き続き担い、次の世代に伝える役割を担っていきたい。しかし電子媒体は今まで未経験の分野。そういうところを、社会的合意形成の中で、国会図書館がどう担っていくのか、お示しいただけるだろうか。著作者、出版者を中心に、関係の様々な方々から意見をいただいて、求められる活動範囲についてどう取り組んでいくか、考えさせていただきたい。

角川氏：総合出版権に賛成する。紙と電子について、権利もあれば義務もある。では電子からスタートしたものが紙になったとき、それについての義務も負うのだろうか。現実問題として、紙は固定されるが、電子書籍は本来的に変容するものだ。ボーンデジタルコンテンツがどのように本になるのかはまだ未知であり、思わぬ訴訟がおこるのではないかというのが気がかりだ。

『電車男』は多数の人が寄稿して本になったが、1つの作品に対して複数の人が著作権を主張することもありうる。そういうことを想定すると、電子書籍の認証制度をどこかで作ってゆかないと。認証制度に則って先願したものが著作権を主張できる。以前に国会図書館でお話ししたが、国会図書館に電子書籍を納本した者が認証番号を国会図書館からもらう。認証番号の古い人が先願著作権者になれる。この制度はぜひ生かしたいので、そのために、電子書籍の著作者を固定してゆくような制度を検討してもらいたい。

佐藤氏：今日はスタートのお話だということだが、「利用」とか「保存」といった部分について少し思うところをお話したい。基本的に電子書籍というかデータはビューアに規定される。あるビューアのためにデータを作っているのが我々の商売の現状。大勢の人が共有すべきデータがテーマなのだが、公共のものとしてのデータはどう考えたらいいのか。権利処理されないオープンでシンプルなテキストはコピーされてしまうので、そういうイメージではないだろう、そうするとビューアごとに、そのままでは厳しいというように思う。

「情報」というのは何なのか。英語にすると「情報」はデータあるいはインフォメーション、次いでインテリジェンス、さらにキャラクタというらしいですね。データやインフォメーションはオープンにし共有されるレベルのものだが、インテリジェンスとは「守る」「コストの還元」が緻密に計算されるべきもので、情報にはレベルがある。「保存」と「利用」のバランスだが、出版社はごく一部の出版物の利益を、残りの出版物に再投資してゆく構造だ。現状の出版物の再生産すなわち投資のバランスと、そういう共有すべき情報がデジタル上にアップされた場合のバランスについて、結果をよく吟味してしっかりやりたい。

もうひとつ、出版物の利用とは何だろうか。音楽の利用ならわかりやすいが、出版物の場合はほぼ読書、あるとすれば上演権と絡む朗読などに限られる。コミ

ックは少し違ってキャラクタをつけるなど「利用」の局面が広いかもしれないが。文字の利用の促進のイメージを描くのは難しい。コストの問題、税金をどのくらい投入するのかも含めて、「利用」とは何か、きちんとイメージしていかねばならない。官民共同で議論するという海外戦略についても文字物と絵では異なる。議論するにあたって、文字とコミックとはしっかり分けて議論したほうが創造性のある議論になろう。

野間氏：ナショナルアーカイブはどんどん進めたい。しかし利用に関しては不安がある。紙の本の図書館での貸し出し状況はおかしい。数百冊のベストセラーを数百人が順番待ちしている状況はあきらかにおかしい。そこから直していくないと、知の再生産はかなわず、出版者は不信感をもっている。電子ではしっかりとやりたいので、角川さんと電子図書館に配信する会社を作ったが、紙と同じことになってしまうと電子が明らかにおかしなことになってしまい、グーグル云々の前に出版業が成り立たなくなる可能性もある。利用について十分に議論して進めてほしい。

中山氏：図書館がベストセラーを何十冊も買うのはおかしい。しかしそうしないと図書館の利用が進まず、図書館が自治体から責められる。図書館の資料の利用を無料でなく課金するシステムのほうが、何十冊も買うよりも良い。私も本は紙のほうがいいが、グーグルに対抗するためには、ヨーロッパのように、ネットワークを結んだ公共図書館の資料を利用できるようにし、課金は出版者が決めるなどの案もあろう。

大滝氏：図書館関係者からひとこと言わせていただきたい。副本や図書館サービスの意識は改善されている。副本については100人、200人から借りたいという要望が来るが出版者から厳しく言われて改善されてきた。電子環境の中での「利用」はこれから組み立てる課題。長尾構想をそのまま進めることは不可能であり、新たな利用について新たに考えてゆくので、どうかよろしくお願ひしたい。

中川氏：アーカイブ化してどう利用するかまで議論が広がったが、今回の皆さんの論議を伺って、そういう議論が必要なのだと思った。アーカイブだけでなく、登録制度、利用・ビジネスの3つを同時並行的に検討するために、小委員会を3つ作り、原案を作って、この勉強会で検討するのはどうだろうか。中山先生いかがでしょうか。国際化も含めて小委員会は4つですね。

>中川氏の提案は賛同をもって迎えられた

肥田氏：では時間が参りましたので、本日の勉強会を終了させていただきます。次回につきましては、また御連絡させていただきます。

以上